公益法人に対する随意契約の見直しの状況（物品・役務等）

様式６－４

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考	点検結果（見直す場合はその内容）	
									公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数			継続支出の有無
令和8年地価調査業務	支出負担行為担当官 国土交通省不動産・建設経済局長 楠田 幹人 東京都千代田区霞が関２－１－３	令和7年4月1日	公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会 東京都港区虎ノ門3丁目11番15号SVAXTTビル	2010405009567	会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第三号 本件は、地価公示法の規定に基づき標準地の正常な価格を公示するために行う業務であり、その結果は国民の社会・経済生活に重大な影響を及ぼすことから、標準地の選定、鑑定評価等にあたっては、実施についての基準等を定め全国的な整合を図る必要がある。また、標準地が全国の26,000地点（うち430地点は休止）に設定され、鑑定評価業務等に従事する約2,300人の鑑定評価員（以下「評価員」という。）も全国47都道府県に所在していることから、契約の相手方としては、本業務に関する必要な事項を全国の各評価員に効率的かつ正確に周知徹底することが必須であり、地域ごとの事情に応じて全評価員の業務の進行管理等を円滑に行うことができる連絡体制が必要である。 このことから、価格中心による一般競争には馴染まないため、本業務の実施者の選定においては企画競争を実施することがふさわしいと判断し、企画提案書の公募を行ったところ、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会1者から企画提案書が提出された。 企画提案書を審査した結果、実施方針、特定テーマに係る提案、実施体制の充実度、担当予定職員の適性等が的確であると認められたことから、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会を本業務の実施者として最適格者と判断し特定したものである。 よって、本業務は、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会と随意契約するものである。	43,450,000	43,060,600	99.1%	公社	国認定	1		本業務は、全国に設定する標準地の正常な価格を公表するといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
令和7年度優良緑地確保計画認定制度に係る審査支援業務	支出負担行為担当官 内田　欽也 国土交通省都市局 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和7年4月1日	共同提案体（代表者） 公益財団法人都市緑化機構　他1者 東京都千代田区神田神保町3-2-4	9010005011405	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、改正都市緑地法に基づく優良緑地確保計画の認定制度（以下、「認定制度」という。）について、緑地確保事業者（以下、「事業者」という。）から申請があった際に、申請内容の評価基準への適合性についての調査を含む審査の支援を行うとともに、認定にあたり適切かつ公正な審査を行うための審査委員会の開催補助等を行うものである。 本業務の履行にあたっては、都市緑地における価値やその課題への理解と、制度の全国的な広がりを目指した上で認定取得のインセンティブ等を効果的に発信する知見が必要である。 そのため、本件は価格中心による一般競争ではなく、「都市の緑地に係る審査に関する業務」の実績を有していることを条件とした上で、特定テーマで、「申請書類の審査及び審査委員会を、効率的かつ円滑に進めるうえで、想定される課題とその対応方法として留意すべき点を具体的に提案すること」及び、「認定式を、認定された事業者や制度の普及啓発の観点から効果的な内容とするために重要となる工夫点について、具体的に提案すること」を設定し、優れた業者を選定する企画競争を経て発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、令和7年2月7日から令和7年2月27日までの期間、庁舎内掲示板および調達情報公開システムにて本調査に関する企画を募集したところ、4者が説明書の交付を求め、2月27日までに1者から企画提案書の提出があった。提出のあった1者の企画提案書の内容について、評価者3名による匿名審査方式による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」および「企画競争有識者委員会」に諮った結果、令和7年度優良緑地確保計画認定制度に係る審査支援業務都市緑化機構・ブレック研究所共同提案体の企画提案が特定された。 上記相手方からは適切な企画提案が行われていることから当該法人を特定したものである。 したがって本業務については、会計法29条の3第4項および予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、令和7年度優良緑地確保計画認定制度に係る審査支援業務都市緑化機構・ブレック研究所共同提案体と随意契約を行うものである。	29,997,000	29,978,000	99.9%	公財	国認定	1		本業務は、優良緑地の確保推進といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。今後は、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組むなど競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無
地方都市における再開発手法の合理化等に関する検討業務（その2）	支出負担行為担当官 内田　欽也 国土交通省都市局 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和7年4月1日	共同提案体（構成員） 公益社団法人街づくり区画整理協会　他2者 東京都千代田区紀尾井町3-32	4010005018652	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務では、令和6年度調査で整理した論点や政策の方向性を踏まえて、詳細調査やシミュレーション分析を行い、具体的な制度提案を行うことを目的としている。 このため、本案件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、令和7年1月30日から令和7年2月21日までの期間、庁舎内掲示板および調達情報公開システムにて本調査に関する企画を募集したところ、7者が業務説明書の交付を求め、2者から企画書の提出があった。提出のあった2者の企画書の内容について、評価者3名による匿名審査方式で書類審査を行い、「企画競争実施委員会」に諮った結果、地方都市における再開発手法の合理化等に関する検討業務（その2）共同提案体の企画提案が優れていることから、同共同提案体が特定された。 その内容は、実現性・的確性が高く、本調査を確実に遂行できると判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同共同提案体と随意契約を行うものである。	13,992,000	13,970,000	99.8%	公社	国認定	2		本業務は、地方都市における再開発手法の合理化等といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はない。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有

都市緑地の機能維持増進等新たな都市緑地保全・緑化推進方策の運用に関する検討調査業務	支出負担行為担当官 内田　欽也 国土交通省都市局 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和7年4月1日	公益財団法人都市緑化機構 東京都千代田区神田神保町3-2-4	9010005011405	会計法第29条の3第4項 　予決令第102条の4第3号 本業務は、令和6年11月に施行された都市緑地法等の一部を改正する法律及び令和6年12月に定められた都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針（緑の基本方針）の内容に関連して、特別緑地保全地区等における機能維持増進事業の実施方法等の検討を行うとともに、民間による緑地の保全・創出を促進する方策の検討を行うものである。 本業務の履行に当たっては、機能維持増進事業の実施モデルを検討する上で、樹木の萌芽更新に関する知見やヒアリング対象となる緑地の特性を分析する能力が必要であるとともに、住民や企業等による機能維持増進事業や管理活動を持続させるための支援方策を検討する上で、各主体の課題を的確に捉える情報を収集・整理する能力が必要である。 このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、令和7年1月30日から令和7年2月21日までの期間、庁舎内掲示板及び調達情報公開システムにて本業務に係る企画を募集したところ、8者が業務説明書の交付を求め、期限までに2者から企画提案書の提出があった。提出のあった2者の企画提案書の内容について、評価者3名による匿名審査方式による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」及び「都市局企画競争有識者委員会」に諮った結果、公益財団法人　都市緑化機構の企画提案が特定された。 その内容は、業務の理解度が高く、特定テーマに対する企画提案についても的確性、実現性があり、本業務の遂行に当たって十分な専門性、経験を有していると判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同社と随意契約を行うものである。	49,995,000	49,995,000	100.0%	公財	国認定	2		本業務は、都市の緑地の質・量両面での確保といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はないが、更に参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うものとし、引き続き競争性の向上・確保に努めるものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
海外日本庭園の修復を通じた造園技術の発信及び2027年国際園芸博覧会を契機とした庭園等の魅力発信検討調査	支出負担行為担当官 内田　欽也 国土交通省都市局 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和7年4月1日	公益財団法人都市緑化機構 東京都千代田区神田神保町3-2-4	9010005011405	会計法第29条の3第4項 　予決令第102条の4第3号 本業務は、海外における日本庭園の修復支援を通じた関係団体等とのネットワーク形成・強化を行うとともに、日本の庭園・緑化技術等を発信する場でもある2027年国際園芸博覧会を契機とした全国の日本庭園等を有する都市公園等との連携プログラム（以下「連携プログラム」という。）の実施に向けたアンケート調査による関連する取組の実施状況等の把握や、国営公園等におけるモデルとなる普及啓発の実施、ガーデンツーリズム登録制度を通じた庭園間の連携強化に向けた取組を行うものである。 本業務の履行にあたっては、現地において実現性の高い海外日本庭園の修復計画の作成に関する能力や、日本庭園に関する造園技術の普及・啓発のあり方について検討を行う能力及び庭園等を観光資源として捉えた地域振興に関する取組の普及を図るための検討を行う能力が必要である。 このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、令和7年1月30日から令和7年2月21日までの期間、庁舎内掲示板及び調達情報公開システムにて本業務に係る企画を募集したところ、3者が業務説明書の交付を求め、期限までに1者から企画提案書の提出があった。提出のあった1者の企画提案書の内容について、評価者3名による匿名審査方式による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」及び「都市局企画競争有識者委員会」に諮った結果、公益財団法人都市緑化機構の企画提案が特定された。 その内容は、業務の理解度が高く、特定テーマに対する企画提案についても的確性及び実現性があり、本業務の遂行に当たって十分な専門性、経験を有していると判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同法人と随意契約を行うものである。	51,997,000	51,920,000	99.9%	公財	国認定	1		本業務は、日本の造園・緑化技術や文化の海外展開の促進といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。今後は、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組むなど競争性を高める見直しを行うことと、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
都市における緑化関連技術の普及方策等検討調査業務	支出負担行為担当官 内田　欽也 国土交通省都市局 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和7年4月1日	公益財団法人都市緑化機構 東京都千代田区神田神保町3-2-4	9010005011405	会計法第29条の3第4項 　予決令第102条の4第3号 本業務は、グリーンインフラの更なる実装に向けて、地方公共団体や民間事業者等の取組等を把握し、緑化技術の今後の推進方策や、2027年国際園芸博覧会開催も見据えた緑化技術の普及方策等について検討するほか、都市における質・量両面からの計画的な緑地の保全・緑化の推進に向け、計画策定に必要な目標や指標の検討の参考となる技術的知見を整理するとともに、地方公共団体等へ提供する資料等をとりまとめるものである。 本業務の履行に当たっては、地方公共団体や民間事業者等がグリーンインフラを実装していく上での課題を的確に捉え、緑化技術の推進方策等を検討する能力が必要であるとともに、緑化技術等に関する技術的知見を備えていることが必要である。 このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、令和7年1月30日から令和7年2月28日までの期間、庁舎内掲示板及び調達情報公開システムにて本業務に係る企画を募集したところ、8者が業務説明書の交付を求め、期限までに1者から企画提案書の提出があった。提出のあった1者の企画提案書の内容について、評価者3名による匿名審査方式による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」及び「都市局企画競争有識者委員会」に諮った結果、公益財団法人　都市緑化機構の企画提案が特定された。 その内容は、業務の理解度が高く、特定テーマに対する企画提案についても的確性、実現性があり、本業務の遂行に当たって十分な専門性、経験を有していると判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同社と随意契約を行うものである。	49,995,000	49,977,400	100.0%	公財	国認定	1		本業務は、グリーンインフラの社会実装の推進といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。今後は、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組むなど競争性を高める見直しを行うことと、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有

都市公園における温室効果ガス吸収源としての機能増進に関する検討調査	支出負担行為担当官 内田　欽也 国土交通省都市局 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和7年4月1日	公益財団法人都市緑化機構 東京都千代田区神田神保町3-2-4	9010005011405	会計法第29条の3第4項 　予決令第102条の4第3号 本業務では、都市公園における温室効果ガス吸収源としての実態を把握し、都市公園の整備や管理にあたってより一層の温室効果ガス吸収源としての機能増進を図るための方策を検討することを目的とするものである。 本業務の履行にあたっては、都市公園における温室効果ガス吸収源としての実態調査や、都市公園における温室効果ガス吸収源としての機能増進に関する検討を行うための能力が必要である。 このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、令和7年1月31日から令和7年2月26日までの期間、庁舎内掲示板及び調達情報公開システムにて本業務に係る企画を募集したところ、4者が業務説明書の交付を求め、期限までに1者から企画提案書の提出があった。提出のあった1者の企画提案書の内容について、評価者3名による匿名審査方式による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」及び「都市局企画競争有識者委員会」に諮った結果、公益財団法人　都市緑化機構の企画提案が特定された。 その内容は、業務の理解度が高く、特定テーマに対する企画提案についても的確性、実現性があり、本業務の遂行に当たって十分な専門性、経験を有していると判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同社と随意契約を行うものである。	15,994,000	15,994,000	100.0%	公財	国認定	1		本業務は、都市公園の吸収源機能の向上といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。今後は、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組むなど競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無
道路交通情報に関する業務	支出負担行為担当官　山本　巧 国土交通省道路局 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和7年4月1日	公益財団法人日本道路交通情報センター 東京都千代田区飯田橋1-5-10 教販九段ビル7階	2010005004175	会計法第２９条の３第４項 　予決令第１０２条の４第３号 本業務は、道路利用者の安全と利便を図るため、道路及び道路交通に関する情報の収集・提供を行い、もって道路交通の安全と円滑化に資することを目的とする。 道路及び道路交通に関する現況を把握し、道路利用者へ提供することは、行政の責務及び道路管理業務の一部であるため、本業務の受託者には、道路管理者等と同等の専門的かつ高度な情報収集能力と発信能力が求められる。さらに、災害や異常気象に伴う通行止め等が発生した場合には、道路利用者の交通の安全確保に重大な事象であることに鑑み、ラジオ、テレビ等を通じ、優先的に情報提供に努めることが求められる。 公益財団法人日本道路交通情報センターは、道路交通情報の充実・広域化の必要性を背景に、警察・道路管理者間の情報を一元的に収集し、正確かつ迅速に情報提供することによって交通の安全及び円滑化を図ることを目的として閣議了承にて警察庁・建設省の共管で設立された法人である。 当センターは、道路交通法第109 条の２第２項の交通情報の提供に係る事務を委託できる者として、道路交通法施行規則第38 条の７第２項に規定する組織、設備及び能力を有する法人であり、道路情報収集・提供を行うためのシステム及び全国ネットワークを構築するとともに、全国の道路管理者及び公安委員会に職員を配置することにより、全国各地の様々な道路に関する情報を一元化し、提供できる体制を有している。また、職員は、テレビ、ラジオ等のメディアを通じた情報の提供に不可欠な専門的かつ高度な知識、技術及び技能を習得している。 さらに、当センターは電気通信事業法に基づき、災害等非常事態発生時に通信制限が発生した際にも優先通信ができる「輸送の確保に直接関係がある機関」として総務大臣から指定を受けている団体であり、災害等非常事態発生時における緊急の情報共有や、道路利用者等への情報提供に係る体制を有している。 このように、当センターは、現状において、本業務目的を達成することができる唯一の団体である。 以上のことから、左記業者と随意契約を行うものである。	231,062,000	231,062,000	100.0%	公財	国認定	1		本業務は、道路交通の安全と円滑化の実現といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、当該契約相手方は、本業務を行う上で必要な情報及び体制を有している唯一の法人であるため、見直しが困難である。 なお、本業務は令和7年度限りの事業である。	有
R7荒川下流広報啓発活動補助業務 一式	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 荒川下流河川事務所長 菊田　友弥 東京都北区志茂5-41-1	令和7年4月1日	公益財団法人日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第２９条の３第４項 予決令第１０２条の４第３号 　本業務は住民の河川行政への理解促進や荒川下流域における流域治水及び環境保全の意識向上のため、荒川知水資料館を拠点とした広報活動の支援、展示会・見学会等の運営補助を行い、事務所広報活動の円滑な履行をはかることを目的とし行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な企画力を必要とすることから、配置予定技術者の経験及び能力に加え、荒川治水資料館に年間を通じて常に来館してもらうための工夫について技術提案を求めるため、企画競争により公募を行ったところ、1者から参加表明書及び企画提案書が提出された。 　企画提案書を審査した結果、公益財団法人日本生態系協会は、本業務を遂行するために必要な配置予定技術者の経験・能力を備えており、また、「実施方針・実施フロー・工程計画・その他」及び「特定テーマ」に係る技術力を備えていると認められる。 　上記より、公益財団法人日本生態系協会は当該業務の実施にあたり適切と認められるため、契約を行うものである。	－	17,435,000	－	公財	国認定	1		本業務は、水防災意識、河川環境保護意識の向上といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
令和7年度民族共生象徴空間構成施設の管理運営業務	支出負担行為担当官 国土交通省北海道局長 柿崎 恒美 東京都千代田区霞が関2-1-2	令和7年4月1日	公益財団法人アイヌ民族文化財団 北海道札幌市中央区北1条西7	1430005001164	会計法第２９条の３第４項 　予決令第１０２条の４第３号 「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（平成31年法律第16 号。以下「法」という。）第9条第１項において、「民族共生象徴空間構成施設の管理を当該指定を受けた者（以下「指定法人」という。）に委託するものとする。」が定められている。 　指定法人の指定については、同法20条第１項の規定に基づき、令和元年５月２４日付けで公益財団法人アイヌ民族文化財団が指定されている。 　以上より、当該業務を行う指定法人は、公益財団法人アイヌ民族文化財団であることから、契約の性質又は目的が競争を許さず、会計法（昭和22 年法律第35 号）第29 条の3 第4 項に基づき随意契約するものである。	1,709,834,000	1,709,834,000	100.0%	公財	国認定	1		本業務は、アイヌ文化の復興・創造等といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成31年法律第16号）」第9条第１項及び20条第1項により随意契約しているものである。	有

道路交通情報に関する業務（委託）	支出負担行為担当官 北海道開発局開発監理部長 梶本 洋之 北海道札幌市北区北8条西2	令和7年4月1日	公益財団法人日本道路交通情報センター 東京都千代田区飯田橋1丁目5-10	2010005004175	・会計法第29条の3第4項 ・本業務は、道路工事等による通行規制に関する情報等について収集整理、道路利用者への提供等を行うことを主な内容としている。具体的には、委託業務実施要領の5(1)に基づく情報について、本局及び各開発建設部に配置された職員や機器接続により収集し、道路利用者に対し、適時適切に提供するものである。本業務の実施にあたっては、道路管理者等の管理業務の一部である道路及び道路交通の現況把握及び道路利用者への周知を行うものであることから、受託者には道路管理者等と同等の専門的かつ高度な情報収集能力と発信能力を有することが必要であり、また、災害や異常気象に伴う通行止め等が発生した場合には、道路利用者の交通の安全確保に重大な事象であることに鑑み、ラジオ、インターネット等を通じ、優先的に情報提供に努めることが求められる。 （公財）日本道路交通情報センターは、道路交通情報の充実・広域化の必要性を背景に、道路交通情報の提供が、行政の責務・道路管理業務の一部として位置づけられ、警察・道路管理者間の情報を一元的に収集し、正確かつ迅速に情報提供することによって交通の安全及び円滑化を図ることを目的として閣議了承にて警察庁・建設省の共管で設立された法人である。同センターは、情報収集・提供のコンピュータシステム及び全国ネットワークを構築するとともに、全国の道路管理者及び公安委員会に職員を配置することにより、全国各地の様々な道路に関する情報を一元化し、提供できる体制を有しており、また、職員は、テレビ、ラジオ等のメディアを通じた情報の提供に不可欠な専門的かつ高度な知識、技術及び技能を習得している。さらに、災害等非常発生時においては、道路利用者に対し、緊急に情報提供することが求められるため、電気通信事業法に基づき、優先通信ができる「輸送の確保に直接関係がある機関」として総務大臣から指定を受けている団体である。 　このように、現状において、道路利用者の安全と利便を図るため、道路及び道路交通に関する情報を収集、提供を行い、もって道路交通の安全と円滑化に資することができる唯一の団体である。 　以上のことから、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号の規定により随意契約を締結するものである。	80,075,000	80,075,000	100.0%	公財	国認定	1		本業務は、道路利用者の安全と利便を図るといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、当該契約相手方は各都道府県、高速道路会社等からきめ細かな情報を収集できる道路交通情報網を有する唯一の団体であり、また、提供業務についても当該業務に関する機器・人員等の全国組織を有し、広く一般利用者に対し情報を提供することのできる唯一の団体であるため、特定されているものであり、見直しが困難である。	有
事業用自動車の重大事故に関する事故調査分析研究業務（業務委託）	支出負担行為担当官 物流・自動車局長 鶴田　浩久 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和7年4月1日	公益財団法人交通事故総合分析センター 東京都千代田区神田猿楽町2-7-8	2010005018547	会計法第２９条の３第４項 　予決令第１０２条の４第３号 本業務について、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した結果、参加意思確認書の提出者はいなかったことから、会計法第２９条の３第４項及び予算決算及び会計令第１０２条の４第３項の規定により、当該契約の相手方と委託契約を締結したものである。 なお、当該契約の相手方は、道路交通法第１０８条の１３に基づく交通事故調査分析センターとして指定を受け、事故調査を実施している唯一の法人である。	151,229,654	127,859,975	84.5%	公財	国認定	1		本業務は、社会的に影響の大きな事業用自動車の重大事故について事故要因の調査分析及び原因究明を行い、再発防止策を講じるといった政策目的の達成のために必要な支出であり、入札参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、仕様書記載内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。今後は、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組むなど競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。	有
令和７年度航空安全プログラムの適用に伴う安全情報（自発報告）分析業務	支出負担行為担当官 航空局長 平岡　成哲 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和7年4月1日	公益財団法人航空輸送技術研究センター 東京都港区三田１－３－３９	1010405000254	予決令第９９条の２ 一般競争を行い再度入札の結果、落札者がいなかったため、予決令第９９条の２に基づき、左記の相手方と不落随意契約を締結した。	42,865,675	42,328,000	98.7%	公財	国認定	1		本業務は、重大事故等防止に係る航空安全対策といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、点検の結果、より競争性の高い契約形態へ移行することにより、競争性を向上・確保するため、令和8年度以降に一般競争入札へ契約方式を見直すこととする。	有
令和７年度持続性ある実践的多自然川づくりに関する方策検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 藤巻　浩之 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和7年4月16日	公益財団法人リバーフロント研究所 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	本業務は、多自然川づくりを一層徹底していくために必要となる定量的な環境目標設定の手法確立及び流域の関係主体の環境保全・創出の取組を促進する認証制度等の検討を行い、河川及び流域での環境保全・創出の取組を推進することを目的としている。 検討にあたっては、流域特性や河川区間ごとの特性を踏まえた上で、河川環境の評価及び目標設定の手法を整理するほか、河川環境評価に関する知見を活用して流域の関係主体の取組を評価する必要があり、河川環境や河川計画に係る幅広い知見や高度な分析・評価が求められることから、企画競争を行う必要があった。 企画競争の手続きの結果、上記相手方の企画提案は、業務内容を適切に把握しており、的確性・実現性が高く有効な提案であるとして、企画競争等審査委員会において特定された。 　よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号	50,644,000	50,600,000	99.9%	公財	国認定	1		本業務は、河川環境の保全・創出といった政策目的の達成のために必要な支出であり、入札参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、仕様書記載内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応札となっているものである。今後は、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組むなど競争性の向上・確保に向けた見直しを行うこととし、引き続き一者応札の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
旭川開発建設部管内地域共創の取組に関する作業補助業務	支出負担行為担当官 北海道開発局 旭川開発建設部長 半谷 敬幸 北海道旭川市宮前1条3-3-15	令和7年4月17日	公益財団法人はまなす財団 北海道札幌市中央区北5条西6-2-2	9430005010380	会計法第２９条の３第４項 　予決令第１０２条の４第３号 　本業務は、旭川開発建設部管内における、道北連携地域「地域づくり推進ビジョン」及び「道北地域づくりアクションプラン」の推進に必要な、発注者の作業補助を行うことを目的とする。 　業務実績、業務実施体制、予定技術者の同種又は類似業務の実績、実施方針、実施フロー、工程表、特定テーマ等について企画提案を求め、その内容について評価する企画競争方式により公募した結果、公益財団法人はまなす財団１者から企画提案書の提出があった。 　提出された企画提案書を総合的に評価した結果、同種業務の実績があり、業務への理解度が高く、実施手順が適切であり、特定テーマに対する企画提案も的確性及び実現性の観点から評価できる内容であったことから、本業務の契約相手方に特定したものである。	12,045,000	12,045,000	100.0%	公財	国認定	1		本業務は、管内道北地域に係る連携の推進といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。なお、本業務は令和7年度限りの事業である。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無

令和7年度　下水汚泥の肥料利用拡大に向けた処理場特性の調査・検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 藤巻　浩之 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和7年4月17日	公益財団法人日本下水道新技術機構 東京都新宿区水道町3-1	4011105003503	下水汚泥資源を肥料として活用することは、持続可能な食料システムの確立や資源循環型社会の構築にも資する取組であり、令和4年9月9日に開催された食料安定供給・農林水産業基盤強化本部では、今後の検討課題の一つとして、下水汚泥等の未利用資源の肥料としての利用拡大が掲げられた。これを受けて、下水道・農業の関係団体や学識経験者、自治体が参画する官民検討会を農林水産省と共同で設置し、肥料利用の拡大に向けた推進策の方向性を取りまとめたところ。今後、農林水産省、国土交通省、農業分野、下水道分野が連携し、安全性・品質を確保しつつ、消費者も含めた理解促進も図りながら、下水汚泥資源の肥料利用の大幅な拡大に総力をあげて取り組む必要がある。 本業務では、全国の処理場における汚泥等の重金属や肥料成分分析を通じ、処理場特性や下水汚泥燃焼灰に関する調査・分析を行うことを目的とする。 本業務の実施に当たっては、地域や下水道処理方式の特性を把握した上で、重金属や肥料成分の分析を踏まえ、肥料としての活用可能性や管理手法の検討等を実施する必要があり、下水道分野、農業分野の双方に関する知見を有した上での検討が必要不可欠であるため、今般、企画競争による手続きを行った。 その結果、上記相手方は、業務の理解度及び実施手順が極めて適切であり、特定テーマに関する企画提案の的確性、実現性等の観点も適切であるとして、企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	70,334,000	70,020,500	99.6%	公財	国認定	1		本業務は、下水汚泥資源の肥料利用の大幅な拡大に係る検討を促進するといった政策目的の達成のために必要な支出であり、入札参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、仕様書記載内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応札となっているものである。今後は、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組むなど競争性の向上・確保に向けた見直しを行うこととし、引き続き一者応札の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
令和7年度　モデル都市・地域の下水道における脱炭素化に向けたエネルギー消費等の調査・方策検討支援業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 藤巻　浩之 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和7年4月17日	共同提案体 公益財団法人日本下水道新技術機構他1者 東京都新宿区水道町3-1	4011105003503	下水道においては、令和4年度に「カーボンニュートラル地域モデル処理場計画」を創設する等、各種対策を進めてきたところであるが、2030年地球温暖化対策の達成、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、脱炭素社会実現に貢献し、地域の生活の安定、向上につなげるべく、下水道に有するポテンシャルの最大活用、温室効果ガスの積極的な削減、地域との連携といった更なる取組を図る必要がある。 以上を踏まえ、本業務では、モデル地域の下水処理場を対象としたエネルギー消費分析、省エネルギー対策の実施支援を行うとともにカーボンニュートラル地域モデル処理場の先進事例等の水平展開等に係る検討支援を実施し、下水道分野の脱炭素化の推進と持続可能性の向上に資することを目的とする。 本業務の実施に当たっては、モデル地域のエネルギー消費分析や省エネルギー対策の実施支援等を行う上で、下水道事業や地球温暖化対策に関する専門性が求められるため、今般、企画競争による手続きを行った。 その結果、上記相手方は、業務の理解度及び実施手順が適切であり、特定テーマに関する企画提案の的確性、実現性等の観点も適切であったことから、説得性が高い提案として、企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	49,841,000	49,720,000	99.8%	公財	国認定	2		本業務は、モデル都市・地域の上下水道施設を対象とした脱炭素化の推進と持続可能性の向上に資するといった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はないが、引き続き競争性の向上・確保に努めるものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
河道及び堤防等河川管理施設の持続可能な管理等に関する検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 藤巻　浩之 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和7年4月18日	共同提案体 公益財団法人河川財団　他4者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	本業務は、河川管理施設の持続可能な管理のため、施設操作の遠隔化に向けた基準作成及び河道等の点検評価要領や河川砂防技術基準維持管理編の改定等について検討を行うものである。 したがって、本業務の実施にあたっては、河川維持管理の現状を踏まえた、河川管理施設等に関する点検評価手法の改善方策や河川砂防技術基準維持管理編の改定案の作成等の検討等において専門的な技術が求められることから、企画提案させる必要があった。 今般、企画競争による手続きを行い、その結果、上記相手方の提案は、実施方針等について本業務の業務項目を適切に把握するとともに、河川管理施設等に関する点検評価手法の改善方策や河川砂防技術基準維持管理編の改定案の作成等を検討するにあたって考慮すべき基準を体系的に理解した提案であり実現性が示されたことから、企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を最も適切に行える唯一の者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号	42,053,000	39,996,000	95.1%	公財	国認定	1		本業務は、河川管理施設の持続可能な管理のため、施設操作の遠隔化に向けた基準作成及び河道等の点検評価要領や河川砂防技術基準維持管理編の改定等について検討を行うといった政策目的の達成のために必要な支出であり、入札参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、仕様書記載内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応札となっているものである。今後は、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組むなど競争性の向上・確保に向けた見直しを行うこととし、引き続き一者応札の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無
令和7年度　防災教育の普及・展開に関する広報検討・資料作成業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 藤巻　浩之 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和7年4月18日	共同提案体 公益財団法人河川財団　他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	本業務は、学校や地域における防災教育を推進するため、(1)SNS等の広報媒体を用いた広報の実施、結果分析、(2)防災学習ポータルサイトの改良、(3)イベント等を通じた広報手法等の検討、広報資料の作成を行うことを目的とするものである。本業務の実施にあたっては、これまでに同種あるいは類似業務を行い、高度な専門的知見を有している必要がある。 したがって、企画競争による手続きを行い、その結果、上記相手方の企画提案は「的確性」や「実現性」を有する内容であり、当該業務の遂行に十分な能力を有すると認められたため企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号	14,025,000	13,992,000	99.8%	公財	国認定	1		本業務は、(1)SNS等の広報媒体を用いた広報の実施、結果分析、(2)防災学習ポータルサイトの改良、(3)イベント等を通じた広報手法等の検討、広報資料の作成を行い、学校及び地域住民を対象とし、防災教育の優先度向上、教育内容の充実等に資するための防災教育の学習教材の改良を行うとともに、利活用促進に向けた、SNS等の広報媒体による広報戦略等の検討・資料作成を行うといった政策目的の達成のために必要な支出であり、入札参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、仕様書記載内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応札となっているものである。今後は、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組むなど競争性の向上・確保に向けた見直しを行うこととし、引き続き一者応札の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有

令和7年度　河川環境教育推進検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 藤巻　浩之 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和7年4月18日	公益財団法人河川財団 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	本業務は、河川環境教育の更なる推進を図るための検討を行い、教育関係者等に対する支援ツール等を活用し情報発信を行うことを目的とするものである。 本業務の実施にあたっては、学校教育における河川環境教育の位置付けや、水難事故についての深い理解のもと、河川環境教育を教育関係者が効果的に取り組めるよう、教育関係者の必要とする情報・データ等の提供手法の検討や、水難事故防止等を含めた効果的な情報発信方策について検討・実施する必要があり、豊かな経験と高度な知識が求められることから、企画提案させる必要があった。 今般、企画競争による手続きを行い、その結果、上記相手方の提案は、業務内容を　適切に把握しており、的確性・実現性に優れていることから、企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を履行できるのは上記相手方のみであるため、随意契約を締結するものである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号	11,990,000	11,990,000	100.0%	公財	国認定	1		本業務は、河川環境教育の更なる推進を図るといった政策目的の達成のために必要な支出であり、入札参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、仕様書記載内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応札となっているものである。今後は、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組むなど競争性の向上・確保に向けた見直しを行うこととし、引き続き一者応札の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
令和7年度治水事業等の効果に係る広報資料等作成業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 藤巻　浩之 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和7年4月18日	公益社団法人日本河川協会 東京都千代田区麹町2-6-5	5010005016762	本業務は、近年激甚化する水害の被害状況を広く国民に周知するとともに、治水事業等による効果や河川行政の役割について発信するため、わかりやすい資料の作成等を行うものである。 本業務の実施にあたっては、国民に対して、治水事業等の取組を効果的に広報するための高度な専門的知見を必要とするため、令般、企画競争による手続きを行った。 その結果、上記相手方の企画提案は、業務理解度及び特定テーマに対する「的確性」で特に優れていると企画競争等審査委員会において認められた。 よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号	12,012,000	11,990,000	99.8%	公社	国認定	1		本業務は、近年激甚化する水害の被害状況を広く国民に周知するとともに、治水事業等による効果や河川行政の役割について発信するといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
トンネル検査における剥落健全度の自動判定技術の開発	支出負担行為担当官　千葉　信義 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和7年4月21日	公益財団法人鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町2-8-38	3012405002559	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、国土交通省の交通運輸分野に係る政策課題の解決に資する研究開発を重点的に実施するため、国土交通省総合政策局技術政策課により設置された学識経験者等からなる交通運輸技術開発推進外部有識者会合において、あらかじめ研究開発課題の公募を行い、同外部有識者会合において審査基準に基づき審査された結果、「トンネル検査における剥落健全度の自動判定技術の開発」（公益財団法人鉄道総合技術研究所）が研究課題として選定されたものである。 本委託研究は複数年にわたる継続課題であるが、学識経験者等からなる交通運輸技術開発推進外部有識者会合において、審査基準に基づいて継続の可否についての審査を行った結果、継続が認められたものである。 以上のことから、本委託研究は、審議会等により委託先が決定された者との委託契約に該当するので会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、随意契約するものである。	41,420,885	26,903,075	65.0%	公財	国認定	1		本業務は、鉄道事業の安全性向上といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。 引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。なお、本業務は令和8年度で終了する事業である。	無
海岸利活用や環境保全の普及施策検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 藤巻　浩之 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和7年4月23日	公益財団法人リバーフロント研究所 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	本業務は、地域活性化に資する海岸の利活用及び環境保全の先進的な取り組みのとりまとめや普及・展開に向けた施策を検討することを目的とするものであり、海岸利活用や環境保全に関する専門的な知識が求められる。 したがって、企画競争による手続きを行い、その結果、上記相手方の企画提案は本業務に対する業務理解度及び特定テーマに対する企画提案の実現性が高く、企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号	11,847,000	11,825,000	99.8%	公財	国認定	1		本業務は、海岸での利活用を推進といった政策目的の達成のために必要な支出であり、入札参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、仕様書記載内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応札となっているものである。今後は、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組むなど競争性の向上・確保に向けた見直しを行うこととし、引き続き一者応札の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
R7大型車両の通行適正化に関する啓発活動支援業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 岩崎　福久 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	令和7年4月23日	公益財団法人日本道路交通情報センター 東京都千代田区飯田橋1-5-10	2010005004175	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、大型車両の通行適正化に向けて、運送事業者、荷主及び社会一般に対する効果的な啓発活動の取組内容について、国土交通省、高速道路会社、地方公共団体及び関係企業団体が連携して設立した「大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）へ提案を行い、決定された取組内容の実施及び効果検証を行うとともに、同協議会の運営支援を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な企画力を必要とすることから、配置予定技術者の経験及び能力に加え、大型車両の違法通行による道路損傷を解決するための、運送事業者、荷主及び社会一般に対する効果的な広報手法について企画提案を求めるために、企画競争により公募を行ったところ、1者から参加表明書及び企画提案書が提出された。 企画提案書を審査した結果、公益財団法人日本道路交通情報センターは、本業務を遂行するために必要な配置予定技術者の経験・能力を備えており、また、「実施方針・実施フロー・工程計画・その他」及び「特定テーマ」に係る技術力を備えていると認められる。 上記より、公益財団法人日本道路交通情報センターは当該業務の実施にあたり適切と認められるため、契約を行うものである。	13,992,000	13,992,000	100.0%	公財	国認定	1		本業務は、大型車両の通行適正化といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。 引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
洋上風力発電の導入促進に向けた基地港湾等に関する調査検討業務	支出負担行為担当官代理　黒須　卓 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和7年4月30日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、洋上風力発電設備の施工や維持管理に対応する基地港湾に求められる施設規模等に関する検討を行うものであるが、我が国における本格的な洋上ウィンドファームの導入にあたり促進区域に指定された区域の実績が少ないことや風車の大型化や構造形式の多様化等の洋上風力発電の情勢の変化が著しい中で、これらの事情を考慮しながら洋上風力発電を実施する上で必要となる基地港湾の規模等の知見が少ないため、基地港湾に関する検討を行う際に考慮すべき観点等が明確でないことから、仕様を確定することが困難である。 以上により、専門的知識を有する者から検討の着眼点について企画提案を募り、優れた提案を仕様に反映させることによって、最適な業務遂行を行う必要があることから、企画競争方式により発注することが適切と考え、国土交通省港湾局企画競争実施要領に基づき企画競争を実施した結果、当該業者が特定された。会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため、上記業者と随意契約を締結するものである。	104,252,555	104,203,000	100.0%	公社	国認定	1		本業務は、洋上風力発電の導入促進といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有

令和7年度　下水道分野における革新的技術等普及展開方策検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 藤巻　浩之 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和7年5月8日	公益財団法人日本下水道新技術機構 東京都新宿区水道町3-1	4011105003503	下水道事業においては、人口減少を踏まえた下水道経営を改善するための省エネ等によるコスト縮減、増加する老朽化施設の適切な維持管理・更新、近年多発する集中豪雨への対応、下水道の有する資源・エネルギーの有効利用による循環型社会の構築や地球温暖化対策など、様々な課題を抱えている。 また、令和5年3月に策定された新下水道ビジョン加速戦略においても、下水道をめぐる社会情勢の変化等に対応し、下水道事業の持続性をさらに高めるために効果的・効率的な技術開発が求められている。 本業務では、下水道事業における重点課題や自治体のニーズを把握し、今後実施すべき技術開発の方向性を検討するとともに、これまでに一般化された革新的技術等の普及展開方策についてとりまとめ、下水道分野における技術開発を促進させることを目的とする。 本業務の実施に当たっては、下水道分野の技術開発に関する幅広い知識や、シーズとニーズのマッチングや他省庁の技術開発制度を踏まえた上での企画や、優良な技術シーズの発掘方法を踏まえた検討が必要不可欠であり、令般、企画競争による手続きを行った。 その結果、上記相手方は、業務の理解度及び実施手順が適切であり、特定テーマに関する企画提案の的確性、実現性等の観点も妥当であるとして、企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	32,318,000	32,285,000	99.9%	公財	国認定	1		本業務は、下水道事業における重点課題や自治体のニーズを把握し、今後実施すべき技術開発の方向性を検討するとともに、これまでに一般化された革新的技術等の普及展開方策についてとりまとめ、下水道分野における技術開発を促進するといった政策目的の達成のために必要な支出であり、入札参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、仕様書記載内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応札となっているものである。今後は、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組むなど競争性の向上・確保に向けた見直しを行うこととし、引き続き一者応札の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
令和7年度 雨水管理総合計画の策定推進に向けた検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 藤巻　浩之 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和7年5月13日	共同提案体 公益財団法人日本下水道新技術機構他2者 東京都新宿区水道町3-1	4011105003503	本業務では、雨水管理総合計画の策定促進に向けた方策の検討を行い、事前防災の考え方に基づく気候変動の影響を踏まえた下水道の浸水対策を計画的に進めることを目的とする。 業務の実施にあたり、下水道による都市浸水対策の中長期的な計画である「雨水管理総合計画」の策定等に係る検討には内水浸水対策に関するガイドライン類を踏まえることや比職員数が少ない地方公共団体においても取り組みやすい仕組みを検討すること、計画策定において課題となるシミュレーションモデルの構築に関する支援策を検討することにより、総合的な浸水対策の効果的な推進方策の検討することが必要不可欠であるため、令般、企画競争による手続きを行った。 その結果、上記相手方の提案は、考慮すべき事項が適切に理解されていたとともに、気候変動の影響を踏まえた下水道による都市浸水対策の中長期的な雨水管理総合計画の策定促進に向けた方策を検討する上での解決策とその手法が明確に示されていたことから妥当であるとして企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号	16,852,000	16,830,000	99.9%	公財	国認定	1		本業務は、気候変動の影響等を考慮した取組を推進するため、『気候変動の影響を反映した計画への見直し』に向け、ハードとソフトを組み合わせた浸水対策の効果的な推進方策について検討し、浸水被害の早期軽減を図るといった政策目的の達成のために必要な支出であり、入札参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、仕様書記載内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応札となっているものである。今後は、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組むなど競争性の向上・確保に向けた見直しを行うこととし、引き続き一者応札の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
令和7年度　渇水時等における下水再生水利用拡大に向けた調査検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 藤巻　浩之 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和7年5月13日	共同提案体 公益財団法人日本下水道新技術機構他2者 東京都新宿区水道町3-1	4011105003503	本業務では、下水再生水等の利用について、平時・渇水時の目的に応じた活用に関する評価を行い、利用の拡大に向けた検討を行う。また、水質基準の改正や近年の技術革新等を踏まえた下水処理水の再利用水質基準等マニュアルの改訂に向けた検討を行う。 業務の実施にあたり、再生水利用の拡大に向けた方策の検討、再生水利用の拡大に向けた方策の検討を行うことが必要不可欠であるため、令般、企画競争による手続きを行った。 その結果、マニュアルの改訂等における留意事項が具体的に示されているほか、国際規格の内容を取り入れる際の留意事項が示されていることから説得力が高く、妥当であるとして企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号	29,953,000	29,920,000	99.9%	公財	国認定	1		本業務は、渇水時等における下水再生水及び雨水の利用状況やニーズ等を調査するとともに、再生水の利用効果や課題を評価し、利用拡大に向けた検討といった政策目的の達成のために必要な支出であり、入札参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、仕様書記載内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応札となっているものである。今後は、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組むなど競争性の向上・確保に向けた見直しを行うこととし、引き続き一者応札の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
令和7年度　水環境改善の推進に向けた検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 藤巻　浩之 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和7年5月13日	共同提案体 公益財団法人日本下水道新技術機構他1者 東京都新宿区水道町3-1	4011105003503	本業務では、合流式下水道の雨天時放流水の水質検査手法の課題についての検討、能動的運転管理の普及促進に向けた調査、東京湾再生に向けた陸域対策のとりまとめ、下水道へ流入する可能性のある化学物質等についての調査を行う。 業務の実施にあたり、合流式下水道の雨天時放流水の水質検査等に関する検討水系水質リスク及びその対応に関する検討等が必要不可欠であるため、令般、企画競争による手続きを行った。 その結果、上記相手方の提案は、留意すべき事項が適切に理解されていたとともに、合流式下水道の雨天時放流水質検査における法定降雨や水系水質リスクへの対応について優先して検討を行うべき物質を踏まえた上で具体的な提案がなされており、特定テーマに関する企画提案の的確性及び実現性の観点等から妥当であるとして企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号	29,909,000	29,898,000	100.0%	公財	国認定	1		本業務は、合流式下水道の雨天時放流水の水質検査手法の課題についての検討、能動的運転管理の普及促進に向けた調査、東京湾再生に向けた陸域対策のとりまとめ、下水道へ流入する可能性のある化学物質等についての調査を行うといった政策目的の達成のために必要な支出であり、入札参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、仕様書記載内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応札となっているものである。今後は、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組むなど競争性の向上・確保に向けた見直しを行うこととし、引き続き一者応札の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
令和7年度　流域別下水道整備総合計画等のあり方に関する検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 藤巻　浩之 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和7年5月13日	共同提案体 公益財団法人日本下水道新技術機構他1者 東京都新宿区水道町3-1	4011105003503	本業務では、地域のニーズ、社会情勢の変化等を踏まえ、流域別下水道整備総合計画等のあり方に関する検討を行うとともに、過年度からの検討状況等を踏まえ、上記指針の改訂等に向けた検討を行うことを目的とする。 業務の実施にあたり、流総計画見直し等に関する課題や問題点等の把握、流総計画に関する今後のあり方についての検討等が必要不可欠であるため、令般、企画競争による手続きを行った。 その結果、上記相手方の提案は、今後の流総計画のあり方に関する検討を行う上での留意すべき事項についての提案がなされており、特定テーマに関する企画提案の的確性及び実現性の観点等から妥当であるとして企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	39,941,000	39,930,000	100.0%	公財	国認定	1		本業務は、地域のニーズ、社会情勢の変化等を踏まえ、流域別下水道整備総合計画等のあり方に関する検討を行うとともに、過年度からの検討状況等を踏まえ、流域別下水道整備総合計画調査指針と解説の改訂等に向けた検討を行うことといった政策目的の達成のために必要な支出であり、入札参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、仕様書記載内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応札となっているものである。今後は、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組むなど競争性の向上・確保に向けた見直しを行うこととし、引き続き一者応札の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有

令和7年度　戦略的な水環境管理に関する検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 藤巻　浩之 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和7年5月13日	共同提案体 公益財団法人日本下水道新技術機構他1者 東京都新宿区水道町3-1	4011105003503	本業務では、下水道管理者が地域のニーズ等を踏まえた水環境の創出に貢献するため、流域関係者と連携して下水道施策を実行する、戦略的な水環境管理の実現に向けた施策の検討を行う。 業務の実施にあたり、栄養塩類の能動的運転管理を踏まえた計画放流水質の柔軟な運用の実現に向けた制度改正等について必要なデータ収集等及び検討や、様々な社会的要請等を踏まえながら流域全体を俯瞰した全体最適による下水処理のあり方についての検討が必要不可欠であるため、令和、企画競争による手続きを行った。 その結果、上記相手方の提案は、留意すべき事項が適切に理解されていたとともに、計画放流水質の柔軟な運用の実現に向けた検討にあたり、整理すべき事項を具体的に示した提案がなされており、特定テーマに関する企画提案の的確性及び実現性の観点等から妥当であるとして企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	34,848,000	34,848,000	100.0%	公財	国認定	1		本業務は、地域のニーズ、社会情勢の変化等の多様な評価軸を踏まえ、下水道管理者が、持続発展が可能な水環境の創出に貢献するため、流域関係者と連携して下水道施策を実行する、戦略的な水環境管理のあり方及び実現に向けた施策の検討を行うといった政策目的の達成のために必要な支出であり、入札参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、仕様書記載内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応札となっているものである。今後は、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組むなど競争性の向上・確保に向けた見直しを行うこととし、引き続き一者応札の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
令和7年度 下水道による都市浸水対策に関する検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 藤巻　浩之 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和7年5月14日	共同提案体 公益財団法人日本下水道新技術機構他2者 東京都新宿区水道町3-1	4011105003503	本業務は、下水道による総合的な都市浸水対策や内水浸水想定区域図作成・公表の加速化に向けた推進方策を検討することを目的とする。 業務の実施にあたり、時間的、財政的制約が大きい中小都市における下水道の都市浸水対策対策を検討することや、内水浸水想定区域図の早期作成に向けて、簡易的な浸水シミュレーション手法を含めた推進方策を検討することによる、総合的な浸水対策の効果的な推進方策の検討が必要不可欠であるため、令和、企画競争による手続きを行った。 その結果、上記相手方の提案は、業務の目的、条件、内容及び業務手順が明確に示されており、また、下水道による総合的な都市浸水対策の推進方策を検討する上での解決策とその手法が明確に示され、特定テーマに関する企画提案の実施方針及び実現性の観点等から妥当であるとして企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。 根拠条文：会計法第２９条の３第４項、予決令第１０２条の４第３号	26,939,000	26,840,000	99.6%	公財	国認定	1		本業務は、下水道による総合的な都市浸水対策や内水浸水想定区域図作成・公表の加速化に向けた推進方策を検討するといった政策目的の達成のために必要な支出であり、入札参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、仕様書記載内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応札となっているものである。今後は、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組むなど競争性の向上・確保に向けた見直しを行うこととし、引き続き一者応札の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
令和7年度2027年国際園芸博覧会政府出展屋外展示制作等に係る業務	支出負担行為担当官 内田　欽也 国土交通省都市局 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和7年5月16日	公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会 神奈川県横浜市中区住吉町1-13	3020005015278	会計法第29条の3第4項 　予決令第102条の4第3号 本業務は、2027年国際園芸博覧会(以下、「本博覧会」)の中核を構成する開催国政府としての出展（以下、「政府出展」）を国土交通省及び農林水産省で連携して実施するため、屋外展示の実施設計の策定及び管理運営・広報・行催事に係る方針の検討を行うものである。 本件における随意契約理由は、公共調達の適正化について（平成18年財計第2017号）1(2)①イ(イ)に掲げる「法令の規定により、契約の相手方が一に定められているもの」に該当する。公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会は「令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（以下、「園芸博法」）」第2条第1項の規定に基づき、本博覧会の準備及び運営、それらに附帯する業務を担う実施主体として指定されている。 本業務の履行にあたっては、開催国政府としての出展である政府出展が、各国及び国内の賓客接遇等を担うことが想定されることから、会場全体の施工及び運営等と調整を図りつつ、円滑かつ効果的な警備、接遇、運営等を図ることが必要である。そのため、本業務を担うことができる法人は、園芸博法に基づき、実施主体として指定された公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会以外に存在しない。また、過去に国内で開催された国際博覧会又は開催を予定している国際博覧会のいずれにおいても、法律に基づき指定された実施主体に対し、政府出展に係る業務が委託され、検討が進められている。 以上の理由から、本業務については、公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会が唯一の契約相手方であり、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、随意契約を行うものである。	959,497,000	959,491,000	100.0%	公社	国認定	1		本業務は、2027年国際園芸博覧会の開催といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律第2条第1項により随意契約しているものである。	有
令和7年度　都市計画に関する基礎的データ調査収集検討業務	支出負担行為担当官 内田　欽也 国土交通省都市局 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和7年5月20日	共同提案体（構成員） 公益財団法人都市計画協会　他2者 東京都千代田区紀尾井町3-32	5010005018899	会計法第29条の3第4 項 　予決令第102条の4第3号 本業務では、都市計画決定情報のGIS データの更新を行うとともに、更なる都市計画情報のデジタル化・オープン化を推進していくための方策を検討することを目的とする。 本業務の履行にあたっては、最新の都市計画データ標準製品仕様書に準拠した全国のGIS データの整備や、今年度より業務追加したGeoJSONへのデータ変換、効率的な更新手法等を検討するための高度な知識・技術を有していることが必要であり、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の経験及び能力、実施方針・実施フロー・工程表・その他、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、その手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、令和7年3月21日から4月14日までの期間、庁舎内掲示板および調達情報公開システムにて本調査に関する企画を募集したところ、8者が業務説明書の交付を求め、4月14日までに1者から企画書の提出があった。提出のあった1者の企画書の内容について、評価者3名による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」に諮った結果、日建設計総合研究所・都市計画協会・土地総合研究所共同提案体が、本業務について適切な企画提案が行われており、本調査を確実に遂行できる能力を有していると判断できることから同者が特定された。 したがって本業務については、会計法29条の3第4項および予算決算および会計令第102条の4第3号に基づき、同者と随意契約を行うものである。	19,998,000	19,998,000	100.0%	公財	国認定	1		本業務は、都市計画情報のデジタル化等推進といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。今後は、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組むなど競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無

自動運転技術等を踏まえた都市交通施策とまちづくり施策の連携方策のあり方に関する調査検討業務	支出負担行為担当官 内田　欽也 国土交通省都市局 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和7年5月22日	共同提案体(代表者) 公益社団法人日本交通計画協会　他2者 東京都文京区本郷3－23－1	8010005003758	会計法第29条の3第4項 　予決令第102条の4第3号 本業務は、国内外の自動運転技術を活用した先進事例等をもとに、社会実装に向けた取組を周知するとともに、新たなモビリティを含む都市交通施策とまちづくり施策の連携による、総合的な都市交通戦略の実効性の向上に向けた検討を行うことを目的とするものである。 本業務を行うにあたっては、都市交通施策又は自動運転政策に関する業務を行った実績を有していることなどが必要であり、担当者の知識や経験及び本業務のテーマ等の検討方法についての幅広い提案を評価し、優れた提案を選定する企画競争を経て発注することが適切であるため、価格中心による一般競争ではなく、当該手続きを行ったところである。 その結果、上記相手方の企画提案は、本業務の趣旨を的確に理解し、妥当性の高い実施手順を提示しており、特定テーマに対する企画提案についても、的確性及び実現性に優れていると判断したこと、また、本業務の遂行にあたって十分な専門性、経験があると判断したことから、企画競争実施委員会及び企画競争有識者委員会にて当該法人を特定したものである。 したがって本調査については、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき、日本交通計画協会・日建設計総合研究所・日本工営共同提案体と随意契約を行うものである。	33,759,000	33,759,000	100.0%	公社	国認定	2		本業務は、持続可能な都市交通体系の実現といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はないが、更に参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うものとし、引き続き競争性の向上・確保に努めるものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
連続立体交差事業及び交通結節点等の駅周辺整備や沿線まちづくりの更なる推進に向けた調査検討業務	支出負担行為担当官 内田　欽也 国土交通省都市局 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和7年5月22日	共同提案体(代表者) 公益社団法人日本交通計画協会　他3者 東京都文京区本郷3－23－1	8010005003758	会計法第29条の3第4項 　予決令第102条の4第3号 本業務では、連続立体交差事業による鉄道高架化や交通結節点整備等、駅周辺施設整備や鉄道沿線まちづくりに関する課題や効果等を把握し、連続立体交差事業及び交通結節点整備や鉄道沿線まちづくりのあり方等について検討するものである。 本業務を行うにあたっては、鉄道駅周辺基盤整備に関する業務を行った実績を有していることなどが必要であり、担当者の知識や経験及び本業務のテーマ等の検討方法についての幅広い提案を評価し、優れた提案を選定する企画競争を経て発注することが適切であるため、価格中心による一般競争ではなく、当該手続きを行ったところである。 その結果、上記相手方の企画提案については、本業務の趣旨を的確に理解し、特定テーマに対する企画提案についても的確性及び実現性があるものと判断した。また、本業務の遂行にあたって十分な専門性、経験があると判断したことから、企画競争実施委員会及び企画競争有識者委員会にて当該共同提案体を特定したものである。 したがって本調査については、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき、日本交通計画協会・トーニチコンサルタント・パシフィックコンサルタンツ・オリエンタルコンサルタンツ共同提案体と随意契約を行うものである。	13,992,000	13,992,000	100.0%	公社	国認定	1		本業務は、鉄道沿線・駅周辺の都市価値向上といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。今後は、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組むなど競争性を高める見直しを行うことをし、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
令和7年度地下水解析手法検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局水資源部長 齋藤　博之 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和7年6月2日	共同提案体 公益財団法人リバーフロント研究所　他1者 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	根拠条文：会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号 本業務は、大規模災害時や渇水リスクの軽減という社会課題を踏まえ、戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第2期で開発された3次元水循環モデルを元に濃尾平野のモデル地域において、簡易的な地下水解析モデル検討するものである。 当業務を遂行するには、3次元水循環地下水のシミュレーション技術を元に簡易的な地下水解析モデル検討する高度な技術と知識を必要とすることから、企画競争方式により企画提案書の提出を求めたものである。左記業者は、特定テーマにおいて業務目的の意図を反映し、実現性のある的確な提案がなされており、本業務を遂行するのに十分な技術力と能力が認められたため、企画競争実施委員会において特定したものである。以上の理由から、左記業者と随意契約を行うものである。	18,488,800	18,425,000	99.7%	公財	国認定	1		本業務は、大規模災害時や渇水リスクの軽減といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。なお、本業務は令和7年度限りの事業である。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無
令和7年度 都市交通分野の海外展開等のあり方検討・支援業務	支出負担行為担当官 内田　欽也 国土交通省都市局 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和7年6月19日	共同提案体(構成員) 公益社団法人日本交通計画協会　他1者 東京都文京区本郷3－23－1	8010005003758	会計法第29条の3第4項 　予決令第102条の4第3号 本業務は、モノレール、AGT、LRT 等の都市交通分野の導入可能性がある国・地域に関する情報収集、整理を行い、都市交通分野市場の動向等を踏まえた海外展開戦略の検討や、先方政府関係者等を含めた現地機関へのヒアリングの実施、国内での官民情報共有のための研究会開催等を行い、都市交通分野における本邦企業の海外展開を促進するものである。 本業務の履行にあたっては、都市交通システムの市場特性、動向等も踏まえた上で、本邦企業の受注・参入スキーム等の海外展開戦略を体系的に分析し、先方政府・地方自治体関係者等を対象とした普及セミナー等の企画・開催支援するための高度な知識・技術を有していることなどが必要であり、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の経験及び能力、実施方針・実施フロー・工程表・その他、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、その手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、令和7年5月8日から5月23 日までの期間、庁舎内掲示板および調達情報公開システムにて本調査に関する企画を募集したところ、13者が業務説明書の交付を求め、5月23 日までに3者から企画書の提出があった。提出のあった3者の企画書の内容について、評価者3名による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」および「企画競争有識者委員会」に諮った結果、令和7年度 都市交通分野の海外展開等のあり方検討・支援業務日本工営・日本交通計画協会共同提案体が、本業務について適切な企画提案が行われており、本調査を確実に遂行できる能力を有していると判断できることから同者が特定された。 したがって本業務については、会計法29条の3第4項および予算決算および会計令第102条の4第3号に基づき、同者と随意契約を行うものである。	13,497,000	13,497,000	100.0%	公社	国認定	3		本業務は、都市交通分野の海外展開推進といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はないが、更に参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うものとし、引き続き競争性の向上・確保に努めるものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
令和7年度　自動運転車等に係る交通事故分析及び道路構造からの再発防止策検討業務	支出負担行為担当官　山本　巧 国土交通省道路局 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和7年6月19日	公益財団法人交通事故総合分析センター 東京都千代田区神田猿楽町2-7-8 住友水道橋ビル8	2010005018547	会計法第29条の3第4項 　予決令第102条の4第3号 本業務は、関係省庁、自動運転車等に係る事業者と連携し、自動運転車等に係る交通事故等に関するデータや情報の収集・分析を行う。また、レベル4自動運転等の実現にあたり道路構造や道路交通環境が自動運転車等に及ぼす影響や事故発生リスクについて整理する。これらの結果から事故防止策の検討を行うものである。 本業務の実施にあたっては、自動運転車等における交通事故の発生要因の分析及び事故の再発防止策の検討に必要な知識と、分析・検討の裏付けとなる過去の事故に関するデータを有することが必要となる。 自動運転車を含む自動車の交通事故に関して、道路交通法第百八条の十三により交通事故の発生に関するデータを有しているのは（公財）交通事故総合分析センターのみである。さらに、（公財）交通事故総合分析センターは道路交通法第百八条の十四により ①交通事故の実例に即して、道路交通の状況、運転者の状況その他の交通事故に関係する事項について、その原因等に関する科学的な研究に資するための調査を行うこと ②交通事故の原因等に関する科学的な研究を目的として、事故例調査に係る情報又は資料その他の個別の交通事故に係る情報又は資料を分析すること ③交通事故一般に関する情報又は資料を収集し、及び分析し、その他交通事故に関する科学的な調査研究を行うこと 等を業務とし、本業務の遂行にあたっての十分な情報、知識及び専門的な技術を有している唯一の機関である。 以上のことから、左記業者と随意契約を行うものである。	29,975,000	29,700,000	99.1%	公財	国認定	1		本業務は、道路交通の安全と円滑化の実現といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、当該契約相手方は、本業務を行う上で必要な情報を有している唯一の法人であるため、見直しが困難である。 なお、本業務は令和7年度限りの事業である。	有

自動運転車の事故に関する事故調査分析研究業務【業務委託】	支出負担行為担当官 物流・自動車局長 鶴田　浩久 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和7年6月26日	公益財団法人交通事故総合分析センター 東京都千代田区神田猿楽町2-7-8	2010005018547	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務について、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した結果、参加意思確認書の提出者はいなかったことから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3項の規定により、当該契約の相手方と委託契約を締結したものである。 なお、当該契約の相手方は、道路交通法第108条の13に基づく交通事故調査分析センターとして指定を受け、事故調査を実施している唯一の法人である。	35,829,307	35,827,000	100.0%	公財	国認定	1		本業務は、自動運転車の事故原因の究明といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。	有
河川・ダム事業におけるデータフォーマット等検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 藤巻　浩之 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和7年7月9日	共同提案体 公益財団法人河川財団　他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	本業務は、水管理・国土保全分野においてデジタルマップ上で活用する河川・ダム事業に関するデジタルデータの標準的な製品仕様や作業手順を定め、各河川事務所等が適切に三次元河川管内図等を活用できるようになることで、河川事務所等の現場業務の効率化・高度化を実現することを目的とする。 これらの検討にあたっては、幅広い知識や専門的な技術が求められることから、企画提案させる必要があった。 今回、企画競争による手続きを行い、その結果、上記相手方の企画提案は、「河川関連データはデータ利用において多面的な形式に更新・加工されるため、利活用の目的や段階に応じた最適なデータ形式を評価」と記載があり、河川行政における様々な場面での利活用を想定して標準仕様を改善する提案がされていることから、本業務の目的である現場業務の効率化につながるといえる。また、「データの利用用途や利用段階毎に必要な形式・品質等が変化した際の対応方法について検討・整理することにより、継続的かつ組織的なデータマネジメント環境が構築される。」と記載があり、デジタルデータの長期的活用を見据えた形式を提案していることから、本業務の目的を理解しているといえる。以上により、実現性が認められることから、最も優れていると企画競争等委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号	21,703,000	21,703,000	100.0%	公財	国認定	1		本業務は、河川・ダム管理の高度化といった政策目的の達成のために必要な支出であり、入札参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、仕様書記載内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応札となっているものである。今後は、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組むなど競争性の向上・確保に向けた見直しを行うこととし、引き続き一者応札の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無
令和7年度　事業用自動車に係る交通事故分析等業務	支出負担行為担当官　沓掛　敏夫 国土交通省道路局 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和7年8月4日	公益財団法人交通事故総合分析センター 東京都千代田区神田猿楽町2-7-8 住友水道橋ビル8	2010005018547	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、交通安全対策の効果的な推進に資するよう、事業用自動車に係る重大事故に関する原因分析とその結果を踏まえての道路管理者が取り得る交通安全対策の提案を行うこと及び交通事故が多く発生するエリア等を分析するとともに、事故件数等の経年的な推移や事故形態等との関係について明確化するものである。 本検討にあたっては、事業用自動車等事故と事故発生要因の因果関係並びに事故要因と効果的な対策の関係について十分な知識を有することが必要であるとともに、それらの裏付けとなる過去の事故に関するデータを有することが必要となる。 事業用自動車等の交通事故に関するデータについては、道路交通法第百八条の十三により交通事故の発生に関する情報を有しているのは（公財）交通事故総合分析センターのみである。 また、（公財）交通事故総合分析センターは道路交通法第百八条の十四により ①交通事故の実例に即して、道路交通の状況、運転者の状況その他の交通事故に関係する事項について、その原因等に関する科学的な研究に資するための調査を行うこと ②交通事故の原因等に関する科学的な研究を目的として、事故例調査に係る情報又は資料その他の個別の交通事故に係る情報又は資料を分析すること ③交通事故一般に関する情報又は資料を収集し、及び分析し、その他交通事故に関する科学的な調査研究を行うこと 等を業務とし、本業務の遂行にあたっての十分な知識及び専門的な技術を有している唯一の機関である。 以上のことから、左記業者と随意契約を行うものである。	24,893,000	24,750,000	99.4%	公財	国認定	1		本業務は、交通安全対策の推進といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、当該契約相手方は、本業務を行う上で必要な情報を有している唯一の法人であるため、見直しが困難である。 なお、本業務は令和7年度限りの事業である。	有
鉄道用画像データ共有基盤の基本システム設計と実証	支出負担行為担当官　黒須　卓 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和7年8月13日	公益財団法人鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町2-8-38	3012405002559	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 鉄道技術開発・普及促進制度は、鉄道分野における政策課題の解決を目的に、国が技術開発テーマを設定し公募の上、外部の学識経験者からなる鉄道技術開発課題評価委員会（以下「委員会」という。）による専門的・技術的な評価を踏まえ、技術開発機関を選定することとしている。 今般、技術開発テーマとして、「列車前方画像データ共有システムの開発」を設定し公募の上、委員会による評価を行い、「鉄道用画像データ共有基盤の基本システム設計と実証」（鉄道用画像データ共有基盤の基本システム設計と実証共同技術開発体）が技術開発課題として選定されたものである。 当該機関は、上記のとおり選定された機関であり、審議会等により委託先が決定された者との委託契約に該当するので会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、随意契約するものである。	17,000,000	16,790,301	98.8%	公財	国認定	1		本業務は、鉄道技術の普及促進といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、点検の結果、より競争性の高い契約形態へ移行することにより、競争性の向上・確保するため、令和8年度に参加者の有無を確認する公募手続きを実施することとする。なお、本業務は令和8年度で終了する事業である。	無
港湾関連映像機器高度化詳細検討業務	支出負担行為担当官 港湾局長 安部　賢 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和7年8月19日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 企画競争を採用し、提出された企画提案書を総合的に評価した結果、最も優れていると評価された者を契約の相手方として特定したため。	34,424,555	34,419,000	100.0%	公社	国認定	1		本業務は、港湾関連映像機器の高度化といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無

令和7年度　鉄道土構造物の維持管理に関する調査研究	支出負担行為担当官　黒須　卓 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和7年9月24日	公益財団法人鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町2-8-38	3012405002559	会計法第29条の3第4項 　予決令第102条の4第3号 鉄道構造物の維持管理に係る技術基準は、「鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成13年12月25日付け国土交通省令第151号）」第87条の解釈基準に鉄道構造物等維持管理標準（以下「維持管理標準」という。）が位置付けられている。維持管理標準には、鉄道構造物の維持管理の原則から各検査、措置、記録まで維持管理の一連の基本的事項が規定されている。 鉄道土木構造物は、明治から昭和初期及び高度経済成長期に建設されたものが多く、高経年化を迎えており、劣化が進行する兆候をいち早く捉えることが必要であることから、定期検査等の精度の向上が求められているところである。 本業務では、このような状況を踏まえ、変状等が発生した土構造物の検査事例の調査を行い、検査時の着眼点を整理することにより、維持管理標準の補足としての手引きを作成するための調査研究を行うことを目的とする。 これらの目的を鑑みれば、本請負業務を遂行する者には、土構造物のみならず、鉄道構造物に関する総合的かつ実践的な知見、鉄道構造物の設計・施工に関する研究の成果、維持管理データの蓄積が求められる。 公益財団法人鉄道総合技術研究所は、鉄道構造物に関する総合的かつ実践的な知見を有しており、既往の鉄道構造物の維持管理標準の原案を作成し、その基礎である調査研究成果、作成検討過程を集約しているため、本調査の実施が可能なのは国内では、同研究所以外に想定されないところである。 「参加者の有無を確認する公募手続きによる公募手続について（平成18年9月28付）」に基づき参加者の有無を確認する公募を行った結果、応募者がいないため、会計法第29条の3第4項により当該法人と随意契約することとしたい。	15,357,459	14,410,000	93.8%	公財	国認定	1		本業務は、鉄道の安全・安定輸送といった政策目的の達成のために必要な支出であり、交通事故原因の総合的な調査研究といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、入札参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、仕様書記載内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。今後は、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組むなど競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。	有
令和7年度　鉄道の土構造物の設計に関する調査研究	支出負担行為担当官　黒須　卓 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和7年9月24日	公益財団法人鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町2-8-38	3012405002559	会計法第29条の3第4項 　予決令第102条の4第3号 鉄道構造物の設計に係る技術基準については、「鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成13年12月25日付け国土交通省令第151号）」第24条の解釈基準において、鉄道構造物等設計標準（以下「設計標準」という。）が位置付けられている。 現行の設計標準（土構造物）は平成19年に改訂され、改訂後15年以上が経過している。この間に蓄積された新たな技術や、集積された近年の気候変動のデータを踏まえ、設計標準（土構造物）に反映させる必要がある。本業務は、設計標準（土構造物）に、新たな技術や知見を反映させるための調査研究を行うことを目的としている。 これらの目的を鑑みれば、本請負業務を遂行する者には、土構造物のみならず、鉄道構造物に関する総合的かつ実践的な知見、鉄道構造物の設計・施工に関する研究の成果、最新の技術開発に基づく施工技術、維持管理データの蓄積が求められる。 公益財団法人鉄道総合技術研究所は、鉄道構造物に関する総合的かつ実践的な知見を有しており、既往の鉄道構造物の設計標準の原案を作成し、その基礎である調査研究成果、作成検討過程を集約しているため、本調査の実施が可能なのは国内では、同研究所以外に想定されないところである。 「参加者の有無を確認する公募手続きによる公募手続について（平成18年9月28付）」に基づき参加者の有無を確認する公募を行った結果、応募者がいないため、会計法第29条の3第4項により当該法人と随意契約することとしたい。	23,445,296	21,450,000	91.5%	公財	国認定	1		本業務は、鉄道の安全・安定輸送といった政策目的の達成のために必要な支出であり、（入札参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、仕様書記載内容の明確化を行うなど、）競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。なお、本業務は令和7年度限りの事業である。	有
令和7年度 河川環境における望ましい流量変動等のマネジメント手法検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 藤巻　浩之 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和7年9月25日	公益財団法人リバーフロント研究所 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	「流域総合水管理」を構成する「水でつながる豊かな環境の最大化」の実現にあたり、河川を中心に本来形成されてきた空間的・時間的な連続性やダイナミズムに着目することは重要である。しかし、河川生態系を構成する様々な要素に影響を与える流量変動については、技術的知見や計画手法が必ずしも明確でなく、また正常流量の設定においても、短期的変動が考慮されていないのが実情であった。そこで本業務にて、河川における流量変動や土砂動態を一体的に捉えた上で、河川環境における望ましい流量変動等をマネジメントするための手法について検討するに至った。 その業務内容としては、複数の要素を用いた先進事例の整理や、選定した水系ごとのマネジメント計画の策定、関係者へのヒアリングなどを想定しており、豊かな経験と高度な知識が求められることから、企画提案による手続きを行う必要があった。 　その結果、上記相手方は、「業務理解度」について十分に評価でき、また特定テーマに対する企画提案の「的確性」及び「実現性」に優れていることから、企画競争等審査委員会において特定された。 　よって、本業務を履行できるのは上記相手方のみであるため、随意契約を締結するものである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号	19,747,000	19,745,000	100.0%	公財	国認定	2		本業務は、「流域総合水管理」を構成する「水でつながる豊かな環境の最大化」の実現といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直しを行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はないが、更に業務内容の更なる明確化の検討、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うものとし、引き続き競争性の向上・確保に努めるものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無
港湾のコンテナターミナルにおける事業継続計画策定のためのガイドライン作成検討業務 一式	支出負担行為担当官 港湾局長 安部　賢 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和7年10月29日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 企画競争を採用し、提出された企画提案書を総合的に評価した結果、最も優れていると評価された者を契約の相手方として特定したため。	23,822,789	23,815,000	100.0%	公社	国認定	1		本業務は、港湾の事業継続計画策定いった政策目的の達成のために必要な支出であるが、（参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど）競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。なお、本業務は令和7年度限りの事業である。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無
物流イノベーション実装支援事業(スマートボックス実用化スキーム検証事業)	支出負担行為担当官　黒須　卓 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和7年11月4日	共同提案体（スマートボックスレンタルスキーム検証共同体） 公益財団法人流通経済研究所 東京都千代田区九段南4-8-21	2010005019116	会計法第29条の3第4項 　予決令第102条の4第3号 本事業は、デジタル技術等により物流課題の解決を図る先進的な取組の社会実装を推進することを目的として、令和7年6月6日から令和7年7月17日まで実施した公募において、上記の選定事業者から応募されたものである。本事業への応募案件については、学識経験者からなる「物流イノベーション実装支援事業評価委員会」において、審査基準に基づいて書面審査及びヒアリング審査を行った。この結果、「スマートボックス実用化スキーム検証事業（スマートボックスレンタルスキーム検証共同体）」は高い評価となったため、採択事業として選定されたものである。以上のことから、本事業は、審議会等に請負先が決定された者との契約に該当するので会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため、上記の選定業者と随意契約するものである。	38,526,695	38,520,570	100.0%	公財	国認定	1		本業務は、物流イノベーションの創出といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、（参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど）競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。なお、本業務は令和7年度限りの事業である。	無

令和7年度　鉄道構造物の耐震設計に関する調査研究	支出負担行為担当官　黒須　卓 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和7年12月26日	公益財団法人鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町2-8-38	3012405002559	会計法第29条の3第4項 　予決令第102条の4第3号 鉄道構造物の設計に係る技術基準については、「鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成13年12月25日付け国土交通省令第151号）」第24条の解釈基準において、鉄道構造物等設計標準（以下「設計標準」という。）が位置付けられている。 現行の設計標準（耐震設計）は平成24年に改訂され、改訂後10年以上が経過している。この間に発生した大規模地震や、最新の地震工学の知見を踏まえ、設計標準（耐震設計）に反映させる必要がある。 本業務は、設計標準（耐震設計）に、大規模地震の経験や、最新の地震工学の知見を反映させるための調査研究を行うことを目的としている。 これらの目的を鑑みれば、本請負業務を遂行する者には、耐震設計のみならず、鉄道構造物に関する総合的かつ実践的な知見、鉄道構造物の設計・施工に関する研究の成果、最新の技術開発に基づく施工技術の知見、維持管理データの蓄積が求められる。 公益財団法人鉄道総合技術研究所は、鉄道構造物に関する総合的かつ実践的な知見を有しており、既往の鉄道構造物の設計標準の原案を作成し、その基礎である調査研究成果、作成検討過程を集約しているため、本調査の実施が可能なのは国内では、同研究所以外に想定されないところである。 「参加者の有無を確認する公募手続きによる公募手続について（平成18年9月28付）」に基づき参加者の有無を確認する公募を行った結果、応募者がいないため、会計法第29条の3第4項により当該法人と随意契約することとしたい。	20,040,169	19,910,000	99.4%	公財	国認定	1		本業務は、鉄道の安全・安定輸送といった政策目的の達成のために必要な支出であり、入札参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、仕様書記載内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。今後は、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組むなど競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。	有
令和7年度民族共生象徴空間への誘客推進委託業務	支出負担行為担当官 国土交通省北海道局長 石川　伸 東京都千代田区霞が関2-1-2	令和8年1月26日	公益財団法人アイヌ民族文化財団 北海道札幌市中央区北1条西7丁目	1430005001164	会計法第29条の3第4項 　予決令第102条の4第3号 　民族共生象徴空間構成施設の管理については、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（平成31年法律第16号。以下「法」という。）第9条第1項において、「指定法人」に委託するものとされており、この指定法人については、法第20条第1項の規定により、民族共生象徴空間構成施設の管理、アイヌ文化の振興等に係る業務等を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、全国を通じて一に限り、指定することとされているところである。 　そして、国土交通大臣及び文部科学大臣は、指定法人として令和元年5月24日に公益財団法人アイヌ民族文化財団（以下「財団」という。）を指定したところであり、今般実施する「令和7年度民族共生象徴空間への誘客推進委託業務」は、法第9条第1項の「管理」の一環として行われるものであり、具体的には、民族共生象徴空間（ウポポイ）への誘客を通じて地方活性化を推進するため、①コンテンツ、②施設、③広域連携・アクセス、④情報の質・量、⑤意識・人材、⑥関係者との共創の「6つの視点」に体系化し事業を実施するものである。 　したがって、本業務契約の相手方としては、指定法人である財団しかなく、法の規定により、契約の相手方が一に定められているものとして、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第4項に基づき随意契約するものである	1,013,575,000	1,013,575,000	100.0%	公財	国認定	1		本業務は、アイヌ文化の復興・創造等といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成31年法律第16号）」第9条第1項及び20条第1項により随意契約しているものである。 なお、本業務は令和8年度で終了する事業である。	有
諸外国のとん税等入港関係費用及び海運関係施策の実態調査	支出負担行為担当官　黒須　卓 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和8年3月12日	公益財団法人日本海事センター 東京都千代田区麹町4-5	7010005016661	会計法第29条の3第4項 　予決令第102条の4第3号 四面を海に囲まれ、エネルギーや食料等の自給率が低い我が国にとって、貿易量の99.5%を担う海上輸送は国民生活・経済活動に不可欠なインフラである。また、日本船主は新造船の約70%を国内調達するなど、我が国造船業と密接な関係を有することから、令和7年10月28日に締結された日米造船協力を着実に実行するため、我が国造船業の再生はもとより、我が国海運業の基盤を維持・強化することも必要不可欠である。しかしながら、足下では、日本船主の船腹量の国際シェアが低下傾向にある上、日本発着のコンテナ国際基幹航路の減少も見込まれているなど、世界単一市場で熾烈な競争が行われている外航海運分野において、我が国港湾や我が国外航海運事業者が今後も国際競争力を維持し、我が国への安定的な海上輸送を確保するためには、我が国港湾や我が国外航海運事業者の置かれた状況を諸外国と比較しながら分析し、その改善策等を検討する必要がある。 このため、本事業では上記検討に必要な諸外国のとん税等入港関係費用や海運関係施策など、諸外国の港湾や外航海運事業者の競争条件の前提となる事項についての実態調査を行うものである。 しかしながら、これらの業務を的確に実施するためには、我が国の港湾、外航海運事業者が置かれた状況のみならず、諸外国の港湾、外航海運施策の内容、状況等にも十分精通した上で、効果的な情報収集・分析手法を特定する必要があるが、当省においては、諸外国の状況等について十分な知見を有していないことに加え、限られた予算を活用し効率的に調査・分析を行う方策が明確ではなく、仕様を確定することが困難である。従って、本事業の実施にあたり、前述の点を踏まえた専門知識や知見を持つ事業者から、実施方法等について提案をさせることが必要であることから、一般競争によらず企画競争を実施したものである。 その結果、選定業者名に掲げる法人は、業務内容の理解度、提案内容の的確性、業務遂行の実現性、業務実施の効率性等において、高い評価を受け選定されたため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により随意契約を行うものである。	16,890,903	16,786,000	99.4%	公財	国認定	1		本業務は、安定的な海上輸送を確保するといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、（入札参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、仕様書記載内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、）競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。なお、本業務は令和7年度限りの事業である。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無
令和7年度2027年国際園芸博覧会政府出展屋外展示制作に係る業務	支出負担行為担当官 中田　裕人 国土交通省都市局 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和8年3月13日	公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会 神奈川県横浜市中区住吉町1-13	3020005015278	会計法第29条の3第4項 　予決令第102条の4第3号 本業務は、2027年国際園芸博覧会(以下、「本博覧会」)の中核を構成する開催国政府としての出展（以下、「政府出展」）を国土交通省及び農林水産省で連携して実施するため、屋外展示工事を行うものである。 本件における随意契約理由は、公共調達の適正化について（平成18年財計第2017号）1(2)①イ(イ)に掲げる「法令の規定により、契約の相手方が一に定められているもの」に該当する。公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会は「令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（以下、「園芸博法」）」第2条第1項の規定に基づき、本博覧会の準備及び運営、それらに附帯する業務を担う実施主体として指定されている。 本業務の履行にあたっては、開催国政府としての出展である政府出展が、各国及び国内の賓客接遇等を担うことが想定されることから、会場全体の施工及び運営等と調整を図りつつ、円滑かつ効果的な工事、警備、接遇、運営等を図ることが必要である。そのため、本業務を担うことができる法人は、園芸博法に基づき、実施主体として指定された公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会以外に存在しない。また、過去に国内で開催された国際博覧会又は開催を予定している国際博覧会のいずれにおいても、法律に基づき指定された実施主体に対し、政府出展に係る業務が委託され、検討が進められている。 以上の理由から、本業務については、公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会が唯一の契約相手方であり、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、随意契約を行うものである。	1,263,000,000	1,263,000,000	100.0%	公社	国認定	1		本業務は、2027年国際園芸博覧会の開催といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律第2条第1項により随意契約しているものである。	有

令和7年度補正2027年国際園芸博覧会国際出展支援業務	支出負担行為担当官 中田　裕人 国土交通省都市局 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和8年3月13日	公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会 神奈川県横浜市中区住吉町1-13	3020005015278	会計法第29条の3第4項 　予決令第102条の4第3号 本業務は、2027年国際園芸博覧会の国際出展のうち、主に発展途上国を対象として、各国が本園芸博覧会の趣旨やテーマに沿った出展が実現できるよう、展示施設の建設、展示物制作、広報、関係者の訪日支援等を行うものである。 なお、国際博覧会条約第11条において、参加国の招請は政府の役割とされていることから、係る支援についても政府が中心となって実施すべき事項である。 本件における随意契約理由は、公共調達の適正化について（平成18年財計第2017号）1(2)①イ(イ)に掲げる「法令の規定により、契約の相手方が一に定められているもの」に該当する。公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会は、「令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（以下、「園芸博法」）」第2条第1項の規定に基づき、本博覧会の準備及び運営、それらに附帯する業務を担う実施主体として指定されている。 本業務の履行にあたっては、国際出展について、会場全体の出展準備、展示施設の施工及び運営と調整を図りつつ、開幕に向けて一体的な準備を進めることが必要である。このため、本業務を担うことができる法人は、園芸博法に基づき、実施主体として指定された公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会以外に存在しない。また、過去に国内で開催された国際博覧会や2025年に開催された大阪・関西万博のいずれにおいても、法律に基づき指定された実施主体に対し、国際出展に係る業務が委託され、検討が進められている。 以上の理由から、本業務については、公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会が唯一の契約相手方であり、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、随意契約を行うものである。	985,633,000	985,633,000	100.0%	公社	国認定	1		本業務は、2027年国際園芸博覧会の開催といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律第2条第1項により随意契約しているものである。	無
2027年国際園芸博覧会安全確保事業	支出負担行為担当官 中田　裕人 国土交通省都市局 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和8年3月17日	公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会 神奈川県横浜市中区住吉町1-13	3020005015278	会計法第29条の3第4項 　予決令第102条の4第3号 本業務は、2027年国際園芸博覧会の成功に向けて、国内外の要人を含む来場者の安全確保が最も基本的かつ重要な事項であり、近年、誘致時よりも高い警備水準が求められていることから、会場内の安全確保に万全を期するため、民間警備会社による警備等の安全確保について、その強化の方向性を国が示しながら実施するものである。 本件における随意契約理由は、公共調達の適正化について（平成18年財計第2017号）1(2)①イ(イ)に掲げる「法令の規定により、契約の相手方が一に定められているもの」に該当する。公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会は、「令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（以下、「園芸博法」）」第2条第1項の規定に基づき、本博覧会の準備及び運営、それらに附帯する業務を担う実施主体として指定されている。 本業務の履行に当たっては、会場内の安全確保について、出展者及び警察・消防等の治安機関等と調整を図りつつ、開幕に向けて一体的な準備を進めることが必要である。このため、本業務を担うことができる法人は、園芸博法に基づき、実施主体として指定された公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会以外に存在しない。なお、2025年日本国際博覧会においても、法律に基づき指定された実施主体に対し、会場内の安全確保に係る業務が委託されている。 以上の理由から、本業務については、公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会が唯一の契約相手方であり、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、随意契約を行うものである。	5,647,816,000	5,647,816,000	100.0%	公社	国認定	1		本業務は、2027年国際園芸博覧会の開催といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律第2条第1項により随意契約しているものである。	無

（注1）公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」をいう。
（注2）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。